

## 相互評価に関する協定書

西九州大学短期大学部と川崎医療短期大学は、両短期大学の教育・研究の質的向上を図るため、以下のとおり相互評価を実施することに同意する。

### 1. 相互評価に関する協定

両短期大学は、(財)短期大学基準協会が実施する「第三者評価」の実績をより確かなものとするため、「自己点検・評価」などの結果を参考に、教育・研究に関する現状や改革、改善への取り組みについて相互に評価し、さらなる充実・発展に資することを目的とする。

### 2. 相互評価の実施方法

両短期大学で合意した別添の相互評価実施要領に従う。

### 3. 相互評価の実施期間

本協定書の有効期間は、締結の日から、平成23年3月31日までとする。

### 4. 相互評価の結果

相互評価の結果は、(財)短期大学基準協会に提出するとともに、各々において学外に公表する。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ1通を保管する。

平成22年7月16日

西九州大学短期大学部  
学長 福元 裕二



川崎医療短期大学  
学長 今城 吉成

